

令和6年度スマート農業技術を活用した
たまねぎ生産拡大モデル実証業務

企画提案審査要領

令和6年4月
岩手県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度スマート農業技術を活用したたまねぎ生産拡大モデル実証業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

受託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1) 実施方針	本事業の背景及び目的並びに業務内容を理解しているか。	15	15
(2) 提案内容	スマート農業技術を活用した高収益園芸作物の生産拡大の考え方は適切か。	10	55
	実証するスマート農業技術の具体的な作業内容は適切か。	15	
	選定した技術の実証時期は適切か。	10	
	業務仕様書に記載された内容が盛り込まれ、具体的な提案となっているか。	10	
	高収益園芸作物の生産拡大につながる工夫や提案がなされているか。	10	
(3) 業務実績・実施体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	15	15
(4) 積算内訳書	業務経費は適正であるか。	15	15
合 計		100	

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書に基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書に基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (3) (2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

【採点基準】

区 分	15 点	10 点
非常に優れている	15	10
優れている	12	8
問題はない（中位点）	9	6
やや問題がある（一部修正が必要）	6	4
問題がある（大幅な修正が必要）	3	2
採用できない	0	0